

愛知県ファミリーシップ宣誓制度により利用可能となる行政サービス一覧表

行政サービス等の名称	概要・利用方法	愛知県ファミリーシップ宣誓制度受理証明書の提示	その他備考	お問い合わせ先
住民票の記載事項	県ファミリーシップの宣誓をされた方を親族として取り扱うこととし、申し出により続柄を「縁故者」へ変更することができる。	要		厚生部住民課 戸籍住民係 TEL：0569-82-1111（代）
税務証明等の交付、閲覧	県ファミリーシップの宣誓をされた方が、本人の代理として税務証明等を請求することができる。	要	交付等請求に来られた方の本人確認あり	総務部税務課 TEL：0569-82-1111（代）
町営住宅への入居	県ファミリーシップの宣誓をされた方を、契約者の親族として取り扱うこととし、町営住宅への入居（同居）を可とする。	要		都市整備課 住宅支援係 TEL：0569-82-1111（代）

※愛知県ファミリーシップ宣誓制度による利用可能となる愛知県行政サービスについては、愛知県へお問い合わせください。

○美浜町では、引き続き、愛知県ファミリーシップ宣誓制度による利用可能となる美浜町行政サービスの拡充を図ってまいります。利用可能となる行政サービスを拡充した際は、町 Web ページにて、概要等を公表いたします。